

# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(号外⑫)

国民生活センターからの情報です。

配信日 平成30年11月14日

### 見守り 新鮮情報

「あなたの俳句は素晴らしい。新聞に掲載しないか」と電話で勧誘され、有頂天になり承諾した。掲載料は、2万円

と聞いていた

が、確認すると

24万円だった。

高額なので断っても、「キャンセルは出来ない」と強く言われ、仕方なく契約した。新聞にも掲載されてしまった。(70歳代 女性)



## 「俳句が素晴らしい」と褒められて …24万円の掲載料

### ひとこと 助言



- 「俳句」以外にも「短歌」「書道」「絵画」「写真」等で同様の手口が発生しています。
- 褒められて嬉しい気持ちに付け込まれ、つい承諾してしまいがちですが、一度限りのつもりが次々に勧誘されるケースもあります。執ように勧誘される場合は、あいまいな断り方をせず、きっぱり断りましょう。
- 電話勧誘販売の場合、事業者は契約書面を交付する義務があります。掲載料等の契約内容は書面でしっかりと確認することが大切です。契約書面が渡されていないときや、法定の契約書面を受け取ってから8日以内のとき等はクーリング・オフが出来る場合があります。
- 不安なときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。
- 周囲の人も、不審な書類がないか、変わった様子がないか、普段から気を配りましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第321号(2018年11月6日)発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター(長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 095-829-1234

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)